

## 性的多様性尊重に関するガイドライン

### 【目次】

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 本ガイドラインについて              | 1 |
| 2. 共通理念と基本方針                | 1 |
| 3. 相談窓口について                 | 2 |
| 4. 学内における性別・氏名の取扱いについて      | 4 |
| 5. 授業における対応について             | 4 |
| 6. 学生生活における対応について           | 5 |
| 7. 就職・キャリア支援について            | 5 |
| 8. 学内の環境整備                  | 5 |
| 9. 周囲の人たちの対応（特にカミングアウトについて） | 5 |
| 10. その他                     | 6 |

### 1. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、教職員及び学生の性別、性的指向・性自認（以下、「性的多様性」とする）、国籍、年齢、障がい等について、その内容に応じて以下のような形で分類しています。

《本学の方針》・・・本学の共通理念と基本方針に基づいた対応状況を記載しています。

《学生の皆様へ》・・・本学の学生に対し、知っておいて欲しいことを記載しています。

《教職員の皆様へ》・・・本学の教職員に対し、学生への対応時に気を付けて欲しいこと、知っておいて欲しいことなどを記載しています。

《当事者の方へ》・・・当事者本人向けに、支援を受ける方法などについて記載しています。

《周囲の人へ》・・・当事者の周囲にいる人たち向けに、お願いしたいことなどを記載しています。

### 2. 共通理念と基本方針

#### 《共通理念》

つくば国際大学（以下「本学」という）は大学に所属する学生及び教職員が、国籍、性的多様性（男女だけではない性的指向・性自認の多様性）、障がいの有無等に関わらず、大学内に多様な個性が共存し、それぞれの目線で学習・教育・研究・就労に関わることができるアカデミック・コミュニティの形成を目指しています。

#### 《基本方針》

①個人の性的多様性を理由とする不利益な扱いや精神的苦痛を受けることなく修学し、学生生活を送ることのできる環境を整備します。

②性的多様性の在り方についてお互いが多様性や価値観を認め合うことができるよう、学習、教育・研究・就労を含めて環境改善、理解促進、啓発の取り組みを推進し、差別や偏見をなくします。

### 3. 相談窓口について

《当事者の方へ》ダイバーシティに関連する内容で困ったことや相談したいことがある場合には、以下の窓口で受け付けています。

相談員はプライバシーを守りますので、安心して相談してください。相談に対応するために、学内の関係組織と連携することもあります。その際には必ず事前に相談者本人に確認を取ります。

相談内容や大学側の事情によっては希望通りの対応ができない可能性もありますが、可能な限り対応を検討しますので、まずは気軽にご相談ください。

尚、つくば国際大学では、ハラスメントの防止を宣言しています。ハラスメントに関する相談は、「ハラスメント防止に関するガイドライン」を参照してください。

#### ●学生専用相談窓口（学内）

##### ①オフィスアワー

本学では、学生の履修相談、生活相談、進路相談等に対応するためクラス制度とともに専任教員によるオフィスアワーの時間が設けられています。履修・生活・進路に限らず、何らかの問題が生じた場合、一人で悩まずに積極的にこの時間を利用して教員に相談してください。詳細は以下のとおりです。

- ・各教員のオフィスアワーの時間はシラバスに掲載されています。それぞれの教員はこの時間、研究室に在室し、学生の相談に応じます。なお、相談者のプライバシーには十分配慮する体制を整えていますので、安心して相談してください。

- ・オフィスアワーの時間には、その教員のセミナーや担当授業科目を履修している学生だけでなく、学科を超えて全学科の学生が自由にどの教員についても相談を受けることができます。

##### ②医務室

医務室では、講義中や課外活動中、あるいは実習中にケガや疾病が発生した場合、応急処置を行い、状況によっては専門医に移送または紹介します。学生生活の悩みや性的多様性を含む心の問題の相談について問い合わせることもできます。

##### ③カウンセリングルーム

本学ではカウンセリングルームを設置し、学生生活の悩みや心の問題について相談活動を行っています。カウンセリングルームは完全予約制です。予約方法は以下の通りです。

- 留守番電話での申し込み：029-883-6155
- メールでの申し込み：c-yoyaku@tius.ac.jp
- 大学ホームページの学内サイト：予約専用フォームによる申し込み

また、カウンセリングルームへの相談を希望する場合は、教員や医務室に問い合わせることもできます。相談者のプライバシーについては十分配慮します。

#### ●学生専用相談窓口（学外）

①特定非営利活動法人 RAINBOW 茨城：<https://rainbowiba.mystrikingly.com/>

## ●教職員・学生共通相談窓口（学外）

### (1) 専門相談窓口

#### ①茨城県性的マイノリティに関する相談室

専門相談員による、性的マイノリティの当事者の方や家族、学校及び企業等で当事者に接する方などが抱えている不安や悩みなどの相談

- ・電話相談：029-301-3216 毎週木曜日 18 時～20 時まで（祝日及び年末年始を除く）
- ・メール相談：<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/otoiawase.html>

#### ②水戸市性的マイノリティに関する相談

臨床心理士の専門相談員による、性自認や性的指向などに関する相談

- ・電話相談：029-233-7830 第 2 水曜日 18 時から 20 時まで

#### ③よりそいホットライン（24 時間無料電話相談）

性別や同性愛に関する相談

- ・電話相談：0120-279-338 自動音声ガイダンスに従い、4 番を入力

#### ④東京弁護士会

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

- ・電話相談：03-3581-5515（17:00～19:00）毎月第 2、第 4 木曜日（祝祭日の場合は、翌金曜日）

### (2) 人権全般にかかる公的相談窓口

#### ①茨城県人権啓発推進センター

人権に関する相談

- ・連絡先：029-301-3136 午前 9 時～午後 5 時月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く）
- ・メール相談 [koso5@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:koso5@pref.ibaraki.lg.jp)

#### ②みんなの人権 110 番

人権に関する相談

- ・電話相談：0570-003-110（8:30～17:15）月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

#### ③茨城労働局雇用環境・均等室

職場におけるセクシャルハラスメントの相談

- ・連絡先：029-277-8295（8:30～17:15）月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

《教職員の皆さんへ》学生や他の教職員から相談を受けた教職員は守秘義務を遵守し、第三者に情報を漏洩させないで下さい。

関係組織と連携する際にも、必ず事前に本人に情報共有の可否について承諾を得てください。本人の意思や希望を確認しないまま対応することは絶対に避けてください。

《周囲の人へ》当事者本人だけでなく、その周囲にいる人たちも窓口を利用できます。例えば、「カミングアウトされたときにどうすればよいかわからない」「困っている当事者を知っているが、どうしたらいいかわからない」などの相談も可能です。

#### 4. 学内における性別・氏名の取扱いについて

##### ①性別の取扱いについて

《**本学の方針**》学生の性別について、本人の意図しない形で大学の周りの人たちや外部に公表されないよう、慎重に情報を取り扱います。また、学内手続き、指導上の必要によって学生の性別情報にアクセスできるのは一部の教職員のみであり、それ以外の教職員には、本人の承諾を得ずに共有することはありません。学内の書類や申請書についても、基本的に性別の記載が不要となるよう整備を進めています。

《**当事者の方へ**》学生記録や問診票など、大学に提出する一部の書類では性別の記載が必要ですが、そこには戸籍と異なる性別を記載することはできません。それ以外の書類については、戸籍上の性別によらない対応を検討することが可能ですので、窓口まで相談してください。

尚、本学では、基本方針に則り、学内の書類における性別の記載を不要にするよう整備しています。また、性別を含む個人情報の取り扱いには十分注意を払い、厳格に管理しています。

##### ②性自認の捉え方について

《**本学の方針**》性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、ということを表します。特にトランスジェンダーの場合は非常に多様なものであるという認識のもと、本学ではどのような人でも制度・施設等を利用しやすいように様々な観点から見直しを行っています。当事者個々人の状況・要望に応じて、可能な限り対応しますので、まずは相談窓口までご相談ください。

##### ③氏名（通称）の取り扱いについて

《**当事者の方へ**》所定の手続きを行うことで、本学の書類等において、戸籍上の氏名とは異なる通称名を使用することができる場合があります。希望する場合は、相談窓口までご相談ください。

#### 5. 授業における対応について

##### ①授業での呼称

《**本学の方針**》呼称（「～くん」「～さん」など）については、性別に関係なく「～さん」に統一するよう教職員に対して提案し、周知を図っています。呼称に対応する手話表現についても、性別によらない表現を使用するなどの提案をしています。

##### ②性別の要素がある授業

《**当事者の方へ**》本学では、一部の授業科目に、男女別の要素をもつ科目があります。これらの科目では性別に応じて、更衣室・用具の使用、グループ分けなどを行う場合があります。相談窓口や授業担当教員に相談することで、個別対応が可能な場合があります。また、男女別の要素をもつ授業科目は、シラバスに明示するよう、整備を進めています。

##### ③宿泊研修

《**当事者の方へ**》本学では、宿泊を伴う授業が開催されることがあります。必ずしもすべての希望に沿えるとは限りませんが、事前の相談により、部屋割りや服装等について対応が可能な場合があります。まずは相談窓口までご相談ください。

## 6. 学生生活における対応について

### ①健康診断

《当事者の方へ》本学で毎年実施している健康診断は、基本的に男女別に時間を分けて行っていますが、申し出があれば本人の希望に応じて調整することができます（例：男性の時間の最後に一人で受けるなど）。性別に限らず、ダイバーシティに関連する要望の相談に応じます。X線検査や医師による聴診等についても対応を検討できる可能性がありますので、まずは相談窓口までご相談ください。

## 7. 就職・キャリア支援について

《当事者の方へ》就職活動やキャリア形成において心配なことがあったり、情報提供を含め何か支援を受ける場合にも相談を受け付けています。なお、企業によってダイバーシティに関する事象についての対応が異なりますので、必ずしも希望に沿えるとは限りません。企業等の対応について、事前によく調べておくことが重要です。ご相談していただければ、大学から企業等に、制度や対応状況を確認・相談することも可能な場合があります。

## 8. 学内の環境整備

《本学の方針》多様性を理由とした差別を生じさせないように、学生に対しては授業や講演会等を通して、教職員に対してはFD・SD研修等を通して理解啓発に取り組んでいます。また、学内の環境についても、中長期的な計画を視野に入れながら整備に努めています。

《当事者の方へ》また、当事者が学生生活および勤務を進めるにあたって困りごとがないよう、誰でも利用できるトイレや男女兼用シャワールームの設置を進めています。

## 9. 周囲の人たちの対応（特にカミングアウトについて）

### ①カミングアウトについて

《周囲の人へ》《教職員のみなさんへ》マイノリティとされる人々は、社会生活を送る中で、普段、周囲の人に知らせていなかったり、知られないようにしてきたことを、伝えるかどうか決断を迫られることがあります。これは性的多様性に限ったことではなく、出自、信仰、家族や家庭の状況、障がい、病気や余命など、さまざまな理由で生じるもので、この際に行われるのが「カミングアウト」です。カミングアウトは、ひとりの人間としてありのままに尊重されたいと願う気持ちから行われる行為であり、本人にとっては「自分を偽る」ことにより生じていた苦痛や不利益から解放される手段にもなります。

こうしたカミングアウトは、すべての人に対して一律に行われるものではありません。「この人なら」と信じられる相手にのみ限定的に行われることも多く、当事者によって、カミングアウトする範囲は異なりますし、しない場合もあります。このため、いつ誰に対して、どのようにカミングアウトするかは、当事者の選択によって決定されるべきものという認識を持つ必要があるでしょう。

### ②自己決定と情報のコントロール

《周囲の人へ》《教職員のみなさんへ》カミングアウトは「あなた」個人に対して行われたものであり、当事者の許可なく第三者に対してその情報を勝手に公表してはいけません。当事者自身の判断でカミングアウトしているので、カミングアウトされた側は、カミングアウトされたこと自体やその内容を十分注意して取り扱う必要があります。カミングアウトされた場合の対応については④の「カミングアウトされたときには」を参照してください。

### ③カミングアウトとアウティング

《周囲の人へ》《教職員のみなさんへ》カミングアウトされたこと自体やその内容を、本人の許可なく第三者に暴露することを「アウティング」と言います。これは本人の尊厳を深く傷つけるだけでなく、意識的・無意識的な差別を背景として当事者に大きな精神的苦痛を与えます。こうしたアウティングは、自死（自殺）といった最悪の結果を招きかねません。故意や悪意によるアウティングを本学ではハラスメントとして扱い、本学のハラスメント防止に関するガイドラインに基づき対応します。

### ④カミングアウトされたときには

《周囲の人へ》《教職員のみなさんへ》「誰にも言わないでほしい」と言われてカミングアウトされたとしても、守秘義務のある、相談窓口にご相談することができます。カミングアウトに対してどうすればよいかわからない時、何か気になることがある時は、カミングアウトされた側も、相談窓口にご相談ください。

尚、カミングアウトについては、時折「あなたは私の性的対象だ」と宣言されたり、「性的関係を要求された」と誤解し、「セクハラを受けた」などと表現する方がいますが、これは全くの勘違いです。

カミングアウトは、突然それまでの人間関係を破壊しようとして行われるものではありませんし、あなたを脅かすものでもありません。

## 10. その他

これまで主に性的多様性に対する本学の方針や相談方法について説明してきましたが、その他、国籍、年齢、障がい（身体、学習等）、妊娠・出産・育児等のライフイベント等によって、学業または業務に支障を来している、または不安がある、悩んでいる方は、気軽に相談窓口にご相談ください。